

いわてテレワーク推進モデル事業実施 業務委託

企画提案審査要領

令和 2 年 10 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてテレワーク推進モデル事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ応募者（以下「応募者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	
(1) 全般 事業の趣旨を理解した内容となっているか。	【15点】
(2) お試しテレワーク参加者受け入れに関する業務	
① 参加者を確実に受け入れることができる内容か。また執行体制は適切か。	【25点】
② テレワークを契機とした本県への移住が促進されるような内容か。	【10点】
(3) 県内テレワーク施設等の視察ツアー実施に関する業務	
① 確実に実施できる内容か。また執行体制は適切か。	【25点】
② テレワークを契機とした本県への移住が促進されるような内容か。	【10点】
(4) 見積書（費用積算内訳書）（積算単価、数量、提案内容との整合性等）	【15点】

3 審査方法

- (1) 審査は、応募者から提出された企画提案書等及び応募者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 応募者が5者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 応募者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに、順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付け、それを委員会で合計した総得点により順位を付けて、県に報告する。
なお、総得点が高点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 応募者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。